主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人河内兼三上告趣意について。

所論は、結局単に事実認定の不当を主張するに帰するから、当法律審において採ることはできない。

よつて旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 茂見義勝関与

昭和二六年二二日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	眞	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
輔		悠	藤	齌	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官